



# フジタガンカニューズ

Vol.110 2019.11.19



## 色覚検査と色覚異常について

最近はめっきり寒くなりましたねー。日が暮れるのも早くなりましたし、いよいよ冬本番近し?という所でしょうか? 今回のフジタガンカニューズは「色覚異常」についての解説、前号のからの続きの内容となります。

@@

当時は小学校4年生を対象に全校生徒に検査が行われていたそうです。その後「色覚検査を行うことが差別につながる」などの声や、被害にあった人がいたことなどを踏まえて「健康診断の必須項目からの色覚検査の削除」が議論される事になり、平成15年度から学校の定期健康診断の必須項目から色覚検査が削除されるんですね。必須項目から削除はされたものの、実は任意での検査は可能でした。任意で行う場合は、保護者の同意が必要なルールという事になっていたのですが、事実上ほとんどの学校で検査が行われず(学校関係者及び眼科医の間でも「プライバシーの観点から色覚検査は禁止」という風に捉えられており、恥ずかしながら当時は藤田も学校医を担当する立場ながら「色覚検査は禁止」と思い込んでおりました)に。また、教職員の色覚異常への関心と正しい知識が薄れて、13年が経過しました。その13年の間に、自らの色覚異常(色弱)に気づかない生徒の進学・就職時のトラブルや就職してからの色誤認による作業ミスの頻度に差が出たり…という事例があり、文部科学省が方針を変更したという経緯、平成28年4月1日からは「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令」によって、プライバシーを極力配慮しながらも、色覚検査が再開されているのです。

現在の色覚検査の学校での対応は、まず希望者のみに個室環境(プライバシー保護の観点からの)整った学校内で、石原色覚検査表Ⅱ コンサイス版(14表)を使ったスクリーニング検査を行い「色覚異常の疑い」の結果がでた場合のみに眼科医療機関を受診して診断と程度判定を実施するという形式になりました。実際は各学校の養護教諭と学校医の間で連携をとって対応をしていますが(今年で4年目ですが、各学校毎に独自の対応という事になっております)、養護教諭も検査に不慣れな為に困惑していたり、必須項目ではなく「児童と保護者の希望があった場合に検査」という形なので、検査を申し込むべきかどうか?で悩まれているご家庭もあるのではないのでしょうか?色覚に関しては本人もご家族も気づかずに過ごしてしまうケースもありますので、とりあえず一度は色覚検査を受けておくという事は良い事かもしれませんね。インターネットで検索すると簡易に判定できるサイトもあります、まずはそういうモノを参考にするのも良い方法かもしれません。ただし女の子の場合には「石原表での判定に誤差が生じや

すい」という報告もあります、石原表の結果が「全て」「絶対」ではないとお考え頂いた方が良いと思います。実際にあった藤田眼科の患者さんの話なのですが、他の眼科とそこからの紹介先されたとある大学病院では「色覚異常」の判定を受けた患者さんがおり、当院での検査でも色覚異常を疑ったのですが…話を聞くとどうやら大学病院の方でも色覚に専門的な検査は受けていないようだったので、東京女子医大(眼科に色覚専門のドクターがいる)に紹介して精査してもらったところ「正常色覚」の判定だった事がありました。色覚を専門に診断できるドクターがいるのは大学病院の中でも限られた施設だけです。色覚異常の確定診断は色覚を専門にしている眼科医でないと難しいケースもあります、そうした事実は知っておいて頂きたいです。(※色覚異常の診断にはアノマロスコープという検査が必要なのですが、この特殊な検査に対応できる眼科医は少ないのです)@@

## 今月のお知らせ

今回はここまで。続きは次号をお楽しみに!

早いもので、暦の上では今年もあとわずかですね。当院の年末年始の休診は以下のようなスケジュールとなっております。また来年の話なのですが**令和2年2/28(金)午後**と**令和2年2月29日(土)**は院長が角膜学会出席の為当院は**休診となります**。ご迷惑をお掛け致しますがご理解の程お願い致します。

## 2019年 冬季休診日程



<http://www.fujita-ganka.com>

	<b>12/28</b>	<b>12/29~1/3</b>	<b>1/4</b>
AM	○	×	○
PM	×	×	×
	※ ×	・ ・ ・	休診 ○ ・ ・ ・ 通常診療



FUJITA-EYE-CLINIC

# 藤田眼科

エフ・ビジョン(コンタクトレンズ販売)

# P-Vision

☎ **042 (645) 0575**

☎ **042 (642) 2911**